

「長野県産木材『ロゴマーク・キャッチフレーズ』」の使用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、長野県産木材のPR・振興・販路拡大を目的とした「長野県産木材『ロゴマーク・キャッチフレーズ』」（以下「ロゴマーク・キャッチフレーズ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する言葉を以下のとおり定義する。

- ・「ロゴマーク・キャッチフレーズ」とは、別紙1に掲げるイラスト及び、立体化したもの並びに「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の写真及び動画（以下「イラスト等」という。）とする。
- ・「長野県産木材」とは、長野県内で伐採された木材とする。
- ・商品等とは、丸太、製材品、木製品、木工品、家具、建具、伝統工芸品、精油、衣類など、長野県産木材を全部又は一部を原料とするもの全般及びチラシ・パンフレット・上り旗等の販促品とする。

（「ロゴマーク・キャッチフレーズ」に関する権利）

第3条 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」に関する一切の権利は、長野県（以下「県」という。）に属する。

（使用の申請等）

第4条 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」を使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事の（以下、「知事」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 県が使用するとき
 - (2) 県内市町村が使用するとき
 - (3) 県及び県内市町村が構成員となっている団体が使用するとき
 - (4) 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
 - (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
 - (6) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき
 - (7) NAGANO WOODポータルへ登録している事業者が使用するとき
 - (8) その他知事はその使用を適当と認めるとき
- 2 前項の知事の許諾を受けようとする者は、使用登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合には添付書類の一部を省略することができる。
- (1) 会社概要や申請者の事業内容が分かる書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類

（使用の許諾）

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、趣旨に沿って使用するものと認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。また、必要があると認める場合は、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用法その他について、条件を付すことができる。

- 2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾通知書（様式第3号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第4号）を送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として知事は許諾しないものとする。

- (1) 県又は「長野県産木材」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用するとき
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品などに使用するとき
- (6) 第三者の利益を害すると認められるとき
- (7) 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (8) 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」のデザイン変更（縦横比率の変更、色の変更等）、その他使用方法が適当でないと認められるとき
- (9) 日本国内に所在地を有しないものが使用するとき
- (10) その他知事が「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用について不相当と認めるとき

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 長野県産木材を全部又は一部使用した商品等に使用すること。
- (2) 販促品の場合は、長野県産木材の認知度向上や魅力発信に使用すること。
- (3) ロゴマーク・キャッチフレーズの使用方法（デザイン等）については、別紙1に記載のとおりとする。
- (4) 商品等に関して長野県産木材の証明を求められた場合には、適切に対応すること。
- (5) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(使用料)

第8条 「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用に係る使用料については、無料とする。

(登録内容の変更)

第9条 使用者が、許諾された登録情報について変更しようとするときは、あらかじめ使用登録変更申請書（様式第2号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 知事は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、使用者へ変更許諾通知書（様式第5号）を送付する。

(使用許諾の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合

- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号いずれかに該当するに至った場合
- (5) その他「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用が不適當であると認められた場合

- 2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、使用者に「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用状況などについて報告させ、又は調査することができるものとする。
- 4 知事は、使用許諾の取消しを行ったときは、使用者に使用許諾取消通知書（様式第6号）を送付する。

（使用の非独占性等）

第11条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「ロゴマーク・キャッチフレーズ」を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 知事は、使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

- 第13条 知事は、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
 - 3 使用者は、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（情報の公開及び提供）

- 第14条 知事は、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。
- 2 使用者は、県から求められたときは、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」の使用状況の分かる写真等の情報を提供する。

（事務）

第15条 この規程に関する事務は、長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室が行う。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、「ロゴマーク・キャッチフレーズ」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、令和7年3月21日から施行する。

ロゴマーク・キャッチフレーズの使用方法

ロゴマーク・キャッチフレーズの使用方法（デザイン等）は以下のとおりとし、それぞれ使用に際して留意事項を遵守すること。

ただし、以下によりがたい場合は、長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室へ協議すること。

【ロゴマークのデザイン】

○留意事項○

- ・図形の縦横比を変更しないこと
- ・図形の色を変更しないこと。ただし、塗り絵等に使用する場合は、この限りではない
- ・カラーは、左上三角形 = C:80%、M:50%、右上三角形 = C:70%、M:25%、Y:40%、左下台形 = C:70%、M:25%、Y:40%、右上台形 = C:50%、M:20%、右下三角形 = C:25%、M:25%、Y:40%、円形 = M:10%、Y:60%とする
- ・グレースケールは、左上三角形 = K:80%、右上三角形 = K:60%、左下台形 = K:60%、Y:40%、右上台形 = K:30%、右下三角形 = K:50%、円形 = White とする
- ・「NAGANO WOOD PRODUCT」の書体は「小塚ゴシック Pr6N」または「Candara」とする
- ・「NAGANO WOOD PRODUCT」の大きさ・配置は自由とする

○パターン○

- ・カラー

標準タイプ A



標準タイプ B

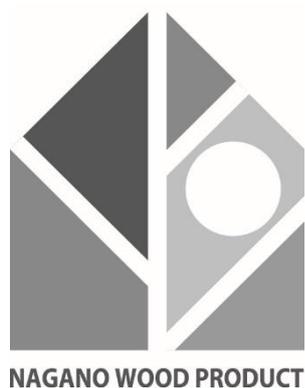


縮小タイプ



- ・グレースケール

標準タイプ A



標準タイプ B

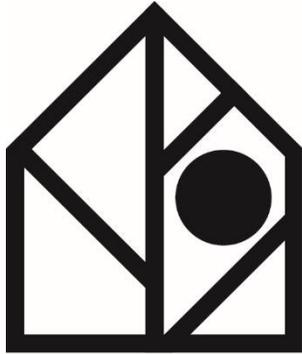


縮小タイプ



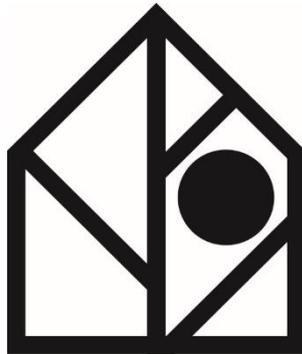
・白黒（焼き印、レーザー用）

標準タイプ A



NAGANO WOOD PRODUCT

標準タイプ B



NAGANO WOOD
PRODUCT

縮小タイプ



NAGANO WOOD PRODUCT

【キャッチフレーズのデザイン】

○留意事項○

- ・文字の縦横比を変更しないこと
- ・カラーの場合、図形の色を変更しないこと。ただし、塗り絵等に使用する場合は、この限りではない
- ・カラーは、C:50%、M:80%、Y100%、K:18%とする
- ・書体は「UD デジタル教科書体 NP-B」とする
- ・大きさ・配置は自由とする。ただし、「木」の文字は、他の文字と比較して 16pt 大きくして強調すること

○パターン○

- ・カラー

つながぐ木のいのち

・白黒

つながぐ木のいのち